

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について（議案第53号）

建築指導課

1 改正の理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 建築物に関する確認申請手数料等の額及び完了検査申請手数料等の額を次のとおり改める。

ア 確認申請手数料等の額

床面積の合計	現 行	改 正 案	改 定 幅
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円	16,000円	1,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円	26,000円	4,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	35,000円	40,000円	5,000円

イ 完了検査申請手数料等の額

床面積の合計	現 行	改 正 案	改 定 幅
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円 (23,000円)	26,000円 (25,000円)	2,000円 (2,000円)
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円 (38,000円)	40,000円 (39,000円)	1,000円 (1,000円)

※括弧書は、中間検査を受けた場合の額

(2) 建築物の建築等の確認の申請等に係る計画に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を省略することができる住宅の建築が含まれる場合において、確認申請手数料等に加算して徴収する手数料の額を次のとおり定める。

建 築 物	特定建築行為に係る部分 の床面積の合計	金 額
1戸建ての住宅	200平方メートル未満の	11,000円

	もの	
	200平方メートル以上のもの	13,000円
1戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	34,000円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	54,000円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

- (3) 建築物の建築等の工事の完了の検査の申請等に係る計画に、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築が含まれる場合において、完了検査申請手数料等に加算して徴収する手数料の額を次のとおり定める。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金 額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	5,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	29,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	47,000円
5万平方メートルを超えるもの	92,000円

- (4) 建築物に関する完了検査申請手数料等の額を定める規定等において、建築基準法の引用条項を改める。

3 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2の(4)については、公布の日）